

教育課題連絡会議

重点（８）環境教育の推進

お手元に御準備ください。

◆スライド資料

◆R7「下北の教育」（案）

1

★令和６年度の力点（特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項）

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

★環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて全体計画等を作成し、各教科等間の関連を図りながら、効果的で継続的な指導を行う。



- 各教科や総合的な学習の時間を中心に環境教育を推進している。
- 地域の自然環境を生かした体験活動に取り組んでいる。
- 学びを発信する活動を工夫している。

☆今後のポイント

- ・自校の実情を踏まえた全体計画等の作成、見直しに取り組む。
→令和６年度の力点の継続
- ・環境保全につなぐ学習を充実させる。（体験活動の目的や内容等の吟味）

2

「環境教育の推進」に関する法的根拠

★キーワード「環境の保全に寄与する態度」「自然体験活動」

〈学校教育法〉

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

〈学習指導要領〉

○前文

教育は、教育基本法第１条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第２条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

４ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

○第１章 総則

第１ 小学校教育の基本と教育課程の役割
（＊中学校も同文）

道徳教育を進めるに当たっては、（※一部省略）～平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

3

令和７年度の変更点

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- ・環境教育を担当する分掌を位置付けるとともに、全教職員が環境保全の必要性を認識し、環境教育の取組について共通理解を図る。
- ・環境教育の目標と学校教育目標を関連付けて全体計画を作成し、各教科等間の関連を図りながら、各学年に応じた体験的な活動や問題解決的な活動を取り入れるなど指導を工夫する。

3 環境に関わる体験活動の充実

- ★身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を重視するとともに、体験活動が児童生徒の意識化・行動化に結び付くよう、事前・事後指導を充実させる。
- ・家庭や地域社会と連携を図り、児童生徒が学校で学んだことを生活の中で生かしたり、広げたりすることを通して、環境に働き掛ける実践力を身に付けさせる指導を工夫する。

4

★令和7年度の力点（特に力点を入れて取り組んでいただきたい実践事項）

3 環境に関わる体験活動の充実

★身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を重視するとともに、体験活動が児童生徒の意識化・行動化に結び付くよう、事前・事後指導を充実させる。

☆全教職員が環境保全の必要性を認識した上で、

持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒にどのような直接的、具体的な体験活動が必要か、また有効であるかを吟味する。

→ 事前・事後指導を充実させ、児童生徒の意識化・行動化に結び付けていく。

5

「体験活動」の捉え直し①

○「体験活動の内容」とは…

- ・「自然体験」
- ・持続可能な社会づくりを支える現場に触れる「社会体験」
- ・日常生活と異なる文化や慣習等に触れる「生活体験」
- ・ロールモデルとなるような人との「交流体験」 など

体験活動を幅広いものとして促進

出典：環境教育等促進基本方針の変更（H30.6.26閣議決定 ※環境省「環境教育・ESDの推進」より抜粋）

体験活動にこのような内容（分類）が…

本校の実態を考えると「〇〇体験」が不足…

この方向性で体験活動を見直してみよう。新たな気づきが…

自然体験 社会体験 生活体験 交流体験 など

6

「体験活動」の捉え直し②

○学びのプロセス

⇒感性を働かせるという「インプット」、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」

どのような表現活動の工夫が意識化・行動化に結び付くのか？

○体験の効果

⇒これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上等

事後・事後指導の充実

体験の効果を捉え直し、気づきや感動等を生み出す学習を創出する。

出典：環境教育等促進基本方針の変更（H30.6.26閣議決定 ※環境省「環境教育・ESDの推進」より抜粋）

☆学校での取組を家庭や地域社会に…

3 環境に関わる体験活動の充実

生活の中で生かす、広げる

・家庭や地域社会と連携を図り、児童生徒が学校で学んだことを生活の中で生かしたり、広げたりすることを通して、環境に働き掛ける実践力を身に付けさせる指導を工夫する。

7

持続可能な社会を実現するために

今ある豊かな自然環境を守り、持続可能な社会を創るのは、目の前にいる児童生徒

環境保全に主体的に取り組む態度を育成するためには、どのような学びが必要なのか？

◆推進の参考となる資料の紹介（環境省ホームページより）



「環境学習Station」
授業に活用できる教材等を紹介
（家庭や地域向けの情報も紹介）



「環境教育・ESD実践動画100選」
小・中学校等の環境教育の取組を動画で紹介
※上記ホームページ内にあり

8